



事業者に求められる合理的配慮とは 障害者差別解消法

講演会

12月10日 水

時間：10:00～11:30（受付9:30～）

会場：市民総合センター3階研修室

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から民間事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されました。障害や合理的配慮への理解を深め、障害者への適切な対応や、働きやすい職場環境づくりについて学びます。

講演内容

障害者差別解消法について

講師：株式会社エイデル研究所職員

対象

- ・事業者（事業主に雇用されている方）
- ・関心のある市民の方

定員

50名（申込先着順）

申込方法

電話、FAX、応募フォームからお申し込みください。

